

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 横浜市西区高島1-2-8

事業者名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 原田 一之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
神奈川新町駅	・神奈川新町駅は、駅舎改修計画と併せてエレベーター設置の計画を進める。(2019年度～)	設計の深度化を図った。
品川駅、北品川駅、大師橋駅、小島新田駅	・品川駅、北品川駅、大師橋駅、小島新田駅は、連続立体交差事業に合わせバリアフリー法に準拠した施設の施工計画を立て、整備を進める。(2019年度～)	引続きバリアフリー法に準拠した計画を推進した。
平和島駅、京急川崎駅、京急鶴見駅、京急東神奈川駅、日ノ出町駅、追浜駅、汐入駅	・平和島駅、京急川崎駅、京急鶴見駅、京急東神奈川駅、日ノ出町駅、追浜駅、汐入駅のホームドア整備を実施する。(2021年度までに整備予定)	京急川崎駅 京急鶴見駅 平和島駅 (3・4番線)
平和島駅、京急鶴見駅、日ノ出町駅、追浜駅、安針塚駅	・平和島駅、京急鶴見駅、日ノ出町駅、追浜駅、安針塚駅の一部ホームと車両との隙間について、くし状ゴムの設置工事を実施する。(2021年度までに整備予定)	安針塚駅へ設置
黄金町駅	・黄金町駅のホームと車両との段差について、改修を実施する。(2019年度～)	改修完了
三浦海岸駅	・三浦海岸駅の改札口からバス乗降場までの経路について、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(2020年度)	設置完了

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
係員による旅客支援	・鉄道をご利用になるお客さまが安全かつ安心して駅等の施設をご利用いただけるよう、お客さまに対して声かけを実施することにより線路転落事故等を防止する。声かけを行う取組みを所属員全員に主旨の周知と実行を図る。	計画通り実施済み。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅での案内サイン	・乗車位置案内サインについて、ホームドア等設置に伴い、号車・ドア位置を明記した案内サインの設置と併せて触知板を設置する。(2019年度～)	京急川崎駅・京急鶴見駅・平和島駅(3・4番線)設置
Web・アプリでの情報提供	・列車遅延時等における鉄道情報アプリケーションの活用により、駅構内混雑状況が確認できる駅の追加をする。(品川駅、横浜駅、金沢八景駅：2020年度)	計画通り実施済み。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー法に関する教育の実施	・施設を設計する職員等に対して、適切な対応を確実にを行うため、バリアフリー整備ガイドライン等の教育を実施する。	計画通り実施済み。
障がい者の接遇に関する民間資格取得の実施	・乗務員および駅係員は、サービス介助士取得研修および普通救命講習(自動体外式除細動器業務従事者)の受講を必修とする。(3年に1度資格更新時、フォロー研修を実施)	概ね、計画通り実施したが、3年に1度のフォロー研修は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。
接遇教習の実施	・初歩的な手話の単語や会話を2か月ごとに駅内教習で全駅係員に実施する。 ・移動制約者のサポート(視覚聴覚に障がいのあるお客さま・車いすご利用のお客さま)教習を駅内教習年間計画の項目として全駅係員に実施する。	計画通り実施済み。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・各自治体や施設関係者が開催するバリアフリー関係の会議にバリアフリー担当部署が出席し、関係者からのご要望等を施設や車両、接遇対応等の担当部署(以下、社内)に情報共有し、改善を図った。
- ・京急ご案内センター等に寄せられたバリアフリーに関する意見を集約し、社内に情報共有し、改善を図った。
- ・バリアフリー化は関係する部署が多いことから、鉄道本部鉄道統括部が社内のとりまとめ、全体調査や対外的な調整を行った。
- ・ホームドア設置を計画的に推進するため、社内に部門横断の調整会議を設け、検討を進めた。
- ・さまざまな理由で移動にためらいのある人に対して、公共交通機関での移動環境向上を図るため、移動サービスアプリを活用した「Universal MaaS」の実証実験に協力した。

(3) 報告書の公表方法

- ・当社ホームページにて掲載

(4) その他

なし

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 横浜市西区高島1-2-8

事業者名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 原田 一之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。